

○公 告

猟銃等講習会（初心者）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する猟銃等講習会（許可を受けようとする者を対象）を次のとおり開催します。

令和7年1月10日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃



- 1 開催日時  
令和7年2月10日（月） 午前10時から午後5時までの間
- 2 開催場所  
松山市北土居3丁目6番17号  
松山南警察署 4階大会議室
- 3 受講対象者  
初めて猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者
- 4 受講資格  
愛媛県内に住所を有する者
- 5 定員  
30名程度
- 6 受講申込手続
  - (1) 受講申込受付期間  
令和7年1月14日（火）から令和7年2月3日（月）までの間の  
午前9時から午後4時30分まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）
  - (2) 受講申込書の提出先  
住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
  - (3) 提出書類等
    - ア 申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第19号） 1通
    - イ 写真 1枚（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、  
無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの  
写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）
    - ウ 手数料 6,900円（愛媛県収入証紙により納付）
- ※ 申込時に本人確認のため身分証明書等を確認することがあります。
- 7 講習会の内容



講習は、

- ・ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- ・ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

について実施し、講習終了後に学科試験を実施します。

学科試験に合格した者には、当日講習修了証明書を交付します。

#### 8 その他

- (1) 受講申込時に交付したテキストを持参してください。
- (2) 講習終了後に学科試験を実施するため、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等）を持参してください。

#### 9 問合せ先

愛媛県警察本部生活環境課許可事務等指導室保安係（電話089-934-0110  
（内線3182、3183））又は愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）